

高齢者虐待防止のための指針（高松市地域包括支援センター香川）

■地域包括支援センター業務における虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者を虐待という権利侵害から守り、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視、権利擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止と共に高齢者虐待の早期発見・早期対応に努める。当事業所の基本的な考え方として、この指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

虐待の定義

高齢者虐待とは、地域包括支援センター業務において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

＜高齢者虐待とは＞

- 1 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- 2 介護・世話の放棄・放任
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- 3 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 経済的虐待
養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

■虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- 1 高齢者虐待を適正化することを目的に「虐待防止検討委員会」を設置する。
- 2 構成委員は以下をもって構成する。
(所長、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師)
- 3 虐待防止検討委員会は1年に1回以上開催する。

4 虐待防止検討委員会の課題は具体的に次のような事項について検討する。

- ① 虐待防止検討委員会その他地域包括支援センター業務に関すること。
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

■虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- 1 職員に対する虐待の防止の為の研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、地域包括支援センター香川における指針に基づき虐待防止の徹底を図ります。
- 2 具体的には下記のプログラムより実施します。
 - ① 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - ② 高齢者権利擁護/成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場所の改善策
- 3 実施は定期的な研修（年1回以上）を行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を行います。
- 4 研修内容に関しては、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

■虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1 虐待が発生した場合には、速やかに市の窓口に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合は、役職位を問わず厳正に対処します。
- 2 また、緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先します。

■虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 1 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、主任介護支援専門員に報告します。虐待者が主任介護支援専門員本人であった場合には、他の上席者等に相談します。
- 2 主任介護支援専門員は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には報告を行ったものの権利が不当に侵害されないよう細心の注意をはらったうえで、虐待を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合には、他の上席者が担当者を代行します。また、実用に応じ、関係者から事実確認をします。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 3 事実確認後の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則により必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において、当該事案がなぜ発生したのか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 事業所内で虐待等発生後、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認及び再発防止策を併せて市に報告します。
- 7 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

■成年後見制度の利用支援に関する事項

- 1 利用者又はご家族に対して利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、市の窓口を案内する等の支援を行います。

■虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 1 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは上記の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者に対応を相談します。

■利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

地域包括支援センター香川内に、ご利用者様、ご家族様が自由に閲覧できるようにします。

■その他虐待の防止の推進のために必要な事項

社会福祉協議会等で提供される虐待防止に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。